

障がい者の日常生活及び社会生活を
総合的に支援するための法律に基づく
ぽこ あ ぽこ(生活介護)運営規程

合同会社どりい夢
生活介護事業所 ぽこ あ ぽこ

(事業の目的)

第1条 合同会社どりい夢(以下「事業者」という。)が設置する生活介護事業所 ぽこ あ ぽこ(以下「事業所」という。)が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)に基づく指定生活介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員および管理運営に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、事業所の従業者が、支給決定を受けた障がい者(以下「利用者」という。)の立場に立った適切な指定生活介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、排泄および食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障がい福祉サービス事業者、その他地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、法および「岐阜県指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」(平成24年岐阜県条例第85号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 生活介護事業所 ぽこ あ ぽこ
- (2) 所在地 岐阜県各務原市蘇原瑞雲町3丁目18番1

(提供拒否の禁止)

第4条 事業所は正当な理由なく生活介護の提供を拒否してはならない。

(従業者の職種、員数および職務の内容)

第5条 事業所における従業者等の職種、員数および職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員。サービス管理責任者兼務)

管理者は、事業所の従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行うほか、利用者ならびにその家族に対しその内容等について必要な説明を行う。

- (2) サービス管理責任者 1名(常勤職員。管理者兼務)

サービス管理責任者は、利用者の個別支援計画の作成のほか、利用申込者の心身の状況や他の障害福祉サービス事業所等の利用状況等を把握し、利用者の自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し必要な支援を行う。また、他の従業者に対する技術指導および助言等を行う。

なお、業務を行うにあたっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することが困難な場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努める。

- (3) 生活支援員 3名(常勤1名、非常勤4名以上)

生活支援員は、日常生活に資するための適切な支援・相談・介護に従事する。

- (4)医師 1名(非常勤)

医師は、利用者の定期および臨時の健康診断、健康相談、保健衛生上の指導や助言を行う。

- (5)看護職員 1名(非常勤)

看護師は、利用者の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

- (6)調理員 1名(非常勤)

調理員は、利用者に提供する食事の調理等を行う。

- (7)事務職員 1名(非常勤)

事務職員は、事業の運営に必要な事務を行う。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、20名とする。

(営業日および営業時間)

第7条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1)営業日

月曜日から金曜日までとする。

ただし国民の休日、12月29日から1月4日までとその他事業所が定める休業日を除く。

- (2)営業時間

午前8時30分から午後4時30分までとする。

- (3)サービス提供時間

午前9時から午後4時までとする。

(主たる対象者)

第8条 事業所は、主たる対象者を以下のとおりとする。

知的障がいのある方で、障害福祉サービス受給者証を受けている方

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、以下のとおりとする。

各務原市、岐阜市、関市、岐南町、坂祝町、美濃加茂市および川辺町の区域

(指定生活介護の内容)

第10条 この事業所が提供する指定生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1)個別支援計画の作成
- (2)日常生活の支援
- (3)健康づくりの支援
- (4)作業の支援
- (5)利用者または家族に対する相談および助言
- (6)食事の提供
- (7)余暇活動・社会参加などの外出支援
- (8)送迎サービス(希望者のみ)
- (9)入浴サービス(希望者のみ)

(指定生活介護の取扱い方針および個別支援計画の作成)

第11条 事業所が提供する指定生活介護の取扱い方針は次のとおりとする。

- (1) 事業所は、指定生活介護等の提供にあたっては、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮する。
- (2) 事業所は、個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮する。
- (3) 従業者は、指定生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- (4) 事業者は、その提供する指定生活介護の質の評価を行い、その改善を図る。評価および改善を行うにあたっては、事業所の従事者により自ら評価(自己評価)を行うとともに、当該事業所を利用する利用者またはその家族による評価(サービス満足度アンケート)を受けて、その改善を図らなければならない。
- (5) 事業者は、おおむね1年に1回以上、行った評価ならびに改善の内容を利用者およびその家族に示すとともに、インターネットの利用などの方法により公表しなければならない。

2 この事業所は以下のとおり個別支援計画を作成する。

- (1) サービス管理責任者は、個別支援計画の作成にあたっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活ならびに課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで適切な支援内容の検討を行う。
- (2) アセスメントにあたっては、利用者が自ら意思を決定することが困難な場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- (3) サービス管理責任者は、アセスメントにあたっては、利用者に面接を行う。この場合サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得る。
- (4) サービス管理責任者は、アセスメントおよび支援内容の検討結果に基づき、利用者およびその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定生活介護の目標およびその達成時期、指定生活介護を提供するうえでの留意事項その他必要な事項を記載した個別支援計画の原案を作成する。この場合において、事業所が提供する指定生活介護以外の保健医療サービスまたは市の他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努める。
- (5) サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、個別支援計画の原案について意見を求める。
- (6) サービス管理責任者は、個別支援計画の原案の内容について利用者またはその家族に説明し、文書によりその同意を得る。
- (7) サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を利用者および指定特定相談支援事業者等に交付する。
- (8) サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6か月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。
- (9) サービス管理責任者は、モニタリングにあたっては、利用者およびその家族との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。
 - ① 定期的に利用者に面接する
 - ② 定期的にモニタリングの結果を記録する
- (10) 第2項(1)から(7)までは、(8)に規定する個別支援計画の変更についても同様とする。

(生産活動)

第12条 事業所は、指定生活介護の作業の支援にあたっては、受託作業等の生産活動の機会の提供、作品作り等の創作活動の機会の提供を行うものとする。

2 事業所は、受託作業等の生産活動に従事する者の作業時間・作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮するものとする。

3 事業所は、生産活動の機会の提供にあたっては、生産活動の効率の向上が図られるよう、利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫を行うものとする。

4 事業所は、生産活動の機会の提供にあたっては、防塵設備または消火設備の設置など生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(工賃の支払い)

第13条 事業所は、指定生活介護の生産活動に従事している利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

(食事の提供)

第14条 事業所は、指定生活介護の利用者の食事の提供にあたって、あらかじめ、利用者に対しその内容および費用に関して説明を行い、その同意を得るものとする。

2 事業所は、食事の提供をする場合、利用者の心身の状況ならびに嗜好を考慮し、適切な栄養量および内容の食事の提供を行うものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第15条 事業所は、指定生活介護を提供した際には、利用者から、市町村が定める月額負担上限額の範囲内において利用者負担額の支払いを受けられるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、利用者から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

3 事業所は、前2項の支払いを受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用(食材料費) 1食300円

(2) 送迎サービス費用 1回100円(片道10キロメートルまで)

(3) 入浴サービス費用 1回250円

(4) 創作活動に係る費用 実費

(5) 日用品費 実費

(6) その他、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担していただくことが適当であるもの。

4 事業所は、前項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対して交付するものとする。

5 事業所は、第3項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第16条 サービスを利用するにあたって、利用者は他の利用者の権利を尊重し、多大な迷惑や被害を及ぼすことを行ってはならないものとする。

- 2 利用者は、体調・健康状態に異常がある場合、その旨申し出るものとするものとする。
- 3 利用者は、医師がサービスを利用中に他の者に感染する疾病であると診断した場合には、サービスを利用することはできないものとする。
- 4 利用者の受給者証の記載内容の変更があった場合には、すみやかに申し出る。
- 5 第4項の申し出があった場合、事業所は、当該利用者の受給者証の確認を行う。

(緊急時における対応)

第17条 事業所の従業者は、現に指定生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、すみやかに主治医または協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

協力医療機関 医療法人聡仁会 酒井クリニック

(非常災害対策)

第18条 事業所は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、消防計画および非常災害対策計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。

(事業継続計画の作成)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時においては、指定生活介護の提供を原則停止とする。しかしながら、サービス提供時間内に大規模災害が発生した場合には、家族が迎えに来るまで利用者を事業所あるいは避難所等にて日をまたいで預かることになる可能性があるため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るため、その際の態勢についての計画(以下「事業継続計画」という。)を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて内容の変更を行うものとする。

(身体的拘束等の適正化に関する事項)

第20条 事業者は、指定生活介護の提供の実施にあたっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 法人内の各事業所に、身体拘束等の適正化のための対策を検討する身体拘束適正化検討委員会を設置し、その責任者として管理者を配置する
 - (2) 身体拘束適正化検討委員会を定期的もしくは必要時にその都度、合同で開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る
 - (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する
 - (4) 従業者に対し、身体拘束適正化のための研修を定期的実施する

(人権の擁護および虐待防止のための措置に関する事項)

第21条 事業者は、利用者およびその家族の人権の擁護、虐待の発生または再発の防止のために、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等を適切に実施するために、法人内の各事業所に虐待防止委員会を設置し、その責任者として管理者を配置する
 - (2) 虐待防止委員会を定期的にもしくは必要時にその都度合同で開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る
 - (3) 成年後見制度の利用支援
 - (4) 苦情解決体制の整備
 - (5) 虐待防止を啓発・普及するため、従業者に対し定期的な研修を実施する
 - (6) その他、利用者の人権の擁護、虐待防止のために必要な措置
- 2 従業者は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める行為を行ってはならない。
- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為
 - (2) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること
 - (3) 性的な嫌がらせをすること
 - (4) 食事を与えないこと
 - (5) 当該利用者を無視すること

(苦情解決)

第22条 事業所は、提供した指定生活介護に関する利用者およびその家族(以下「利用者等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、提供した指定生活介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村長が、法第11条第2項の規定により岐阜県知事が、また法第48条第1項の規定により岐阜県知事または市町村長(以下「岐阜県知事等」という。)が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令、または当該職員からの質問もしくは事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に協力し、岐阜県知事等が行う調査に協力するとともに、岐阜県知事等からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うとともに、その改善の内容を岐阜県知事等に報告するものとする。
- 3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査またはあっせんのできる限り協力するものとする。

(感染症および食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第23条 事業所は、感染症または食中毒が発生、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所において、感染症および食中毒の予防およびまん延防止のための指針を整備する。
- (2) 従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延防止のための研修を定期的実施する。

(勤務体制の確保等)

第24条 事業所は、利用者に対して適切な指定生活介護を提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておくものとする。

- 2 事業所は、当該事業所の従業者によって指定生活介護を提供するものとする。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

(秘密保持等)

第25条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、他の事業者等に対して、利用者またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者またはその家族の同意を得ておくものとする。

(記録の整備)

第26条 事業所は、従業者、設備・備品および会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。

(その他)

第27条 事業所は、従業者の資質の向上のために、研修(第20条に規定する身体拘束適正化、第21条に規定する虐待防止等の内容を含む。)の機会を設けるものとする。

(1)採用時研修 採用後3か月以内

(2)継続研修 年2回

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社どりい夢と当該事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から適用します。

この規程は、平成30年4月1日から適用します。

この規程は、平成31年4月1日から適用します。

この規程は、平成31年5月1日から適用します。

この規程は、令和3年4月1日から適用します。

この規程は、令和4年1月1日から適用します。

この規程は、令和5年4月1日から適用します。

この規程は、令和6年4月1日から適用します。